

# 小樽市の保健行政

令和5年度版

(令和4年度 統計資料)

小樽市保健所



## はじめに

小樽市の公衆衛生行政の推進にあたり、市民をはじめ、関係する機関・団体の皆様には日頃から大変お世話になっております。紙面をお借りして御礼を申し上げます。

令和5年は新型コロナウイルス感染症の法律上の位置づけが5類となり、ようやくこれまでの日常が戻ってきた年となりましたが、あわせて小樽市保健所が誕生して75歳を迎えた年でもありました。そこでこの機会に当所の生い立ちや現況などを概括しておきたいと思っております。

当所もかつては道立の保健所でしたが、昭和22年の保健所法改正により、人口15万人以上の市は自ら保健所を設置することとなったため、道内では札幌市(26万)、函館市(21万)、小樽市(16万)の3市が翌年に保健所設置市となりました。平成12年に旭川市が中核市への移行と同時に保健所設置市となるからは、道内の保健所設置市は4市となり、現在に至っています。

現在の保健所設置市の人口要件は、中核市制度に移行することができる人口20万人以上となっています。一方、保健所設置をやめて、都道府県立の保健所に移行する基準は法律上どこにも定められていません。逆に地域保健法の基本指針では、「人口20万未満の政令市は引き続きその業務の一層の推進を図ること」とされており、国は人口減少があったとしても、そもそも移管を推奨する立場に立っていません。小樽市において、自ら専門職の確保が困難となり市民に必要なサービスが提供できなくなるおそれが生じたときや、長期にわたる健康危機事象が発生し保健所の機能強化が求められるにも関わらず必要な措置を講じることが困難なときなどには、保健所の移管問題について検討が必要になると考えますが、当面このような事態に陥る可能性は低いと思っております。以上が、小樽市が全国の保健所設置市87か所の中で最も所管人口が少なく、また道内では人口の多い方から9番目の市でありながら、自ら保健所の設置を継続している所以です。

当所の職員規模では、大きな健康危機事象が発生したときには他の部局・機関からの受援が必要となりますが、一方で保健所固有のサービスと市町村保健センターのサービスを一体的に提供できること、迅速な意思決定が可能なこと、そして何より市民との距離が近いことなど、保健所設置市であることのメリットはきわめて大きなものがあります。今後とも、こうした特徴を生かした行政機関であり続けられるよう、職員一同で努めてまいります。

令和6年3月

小樽市保健所長 田中宏之

# 目 次

小樽の衛生小史と保健所の沿革	1
----------------	---

## I 概 況

1 庁舎の規模	17
2 組織機構	18
(1) 機構・職員配置図	18
(2) 事務分掌	19
(3) 事業内容	21
(4) 小樽市災害対策	23
3 財政の状況	26
(1) 歳入	26
(2) 歳出	27
4 附属機関	28
(1) 小樽市保健所運営協議会	28
(2) 小樽市食品衛生優良店舗等審査会	28
(3) 小樽市予防接種健康被害調査委員会	29
(4) 小樽市感染症の診査に関する協議会	29
(5) 小樽市献血推進協議会	30

## II 業 務

第1章 医務・薬務・救急医療	33
1 医務	34
2 薬務	35
3 救急医療	36
(1) 第一次救急医療	36
(2) 第二次救急医療	37
4 災害対策	38

第2章 保健衛生	39
1 母子保健	40
(1) 小児医療等給付事業	40
(2) 母体保護に関すること	42
2 栄養改善	44
栄養改善業務体系	44
(1) 地域における実態把握	45
(2) 食環境の整備	45
(3) 住民の健康づくりの一環としての栄養改善業務	48
3 歯科保健	52
歯科保健業務体系	52
(1) 母子歯科保健（歯科健診・相談・フッ化物歯面塗布事業）	53
(2) 障がい児歯科保健	56
(3) 成人歯科保健	57
4 精神保健福祉事業	60
(1) 相談事業	60
(2) 社会復帰支援事業・家族支援事業	61
(3) 普及啓発事業	62
(4) 障害福祉サービス	63
(5) 地域生活支援事業	65
(6) 精神保健福祉法・障害者総合支援法による申請受付及び諸届出数	65
(7) 地域自殺対策緊急強化推進事業	67
5 難病の患者に対する医療等に関する法律 に基づく特定医療費の支給認定の制度	69
6 感染症対策	81
(1) 感染症	81
(2) 結核	85
(3) 予防接種	91
(4) 新型コロナウイルスワクチン接種事業	93
7 成人保健	95
成人保健事業体系	95
(1) 健康手帳の交付	96
(2) 健康診査	96
(3) がん検診	97
(4) 健康相談	101

(5) 健康教育 .....	103
(6) 訪問指導 .....	104
(7) 小樽健康づくりウォーキング推進事業 .....	105
8 保健師活動 .....	106
(1) 公衆衛生看護活動実施状況 .....	106
(2) 家庭訪問指導状況 .....	107
9 学生実習指導 .....	108
10 地域の健康づくり .....	109
(1) 健康づくり組織育成 .....	109
(2) 衛生教育 .....	110
11 健康増進計画推進事業 .....	111
第3章 生活衛生 .....	113
1 環境衛生 .....	114
(1) 生活衛生（営業六法）関係施設対策事業 .....	114
(2) 水道法等関係施設対策事業 .....	115
(3) 水浴場等対策事業 .....	116
(4) その他法令等関係事業 .....	117
(5) 苦情・相談 .....	118
(6) 今後の課題 .....	118
2 食品衛生 .....	119
(1) 食品営業施設数及び監視指導数 .....	119
(2) 食品等の収去検査 .....	121
(3) 食中毒発生状況 .....	121
(4) 食品苦情及び市民相談処理状況 .....	122
(5) 残留農薬検査 .....	123
(6) 食品の放射性物質検査 .....	123
(7) 衛生教育及び広報活動 .....	123
(8) 食品衛生優良施設の表彰 .....	123
(9) 今後の課題 .....	124

3	動物衛生	125
	(1) 狂犬病予防等対策	125
	(2) ペットの適正飼養及び終生飼養に対する対策	125
	(3) 犬の捕獲、引取り、返還、譲渡及び処分	126
	(4) 犬、猫等に関する苦情及び相談	126
	(5) ねずみ、昆虫等に関する相談	127
	(6) 今後の課題	127
第4章	試験検査	129
1	試験検査（年度別推移）	130
2	各検査の内訳	131

### Ⅲ 統計

1	人口動態	135
	(1) 人口の推移	135
	(2) 人口動態統計に使用する用語と比率について	137
	(3) 総括	139
	(4) 出生	144
	(5) 死亡	147